

回議用紙

特別取扱	文書分類	大分類	45 建設	中分類	40 公園等	小分類	15 整備・維持管理	ファイル	179228 一般
		文書記号	年 月 日						
		文書番号	年 月 日 第 号						
		保存年限	1年 令和 6年 3月31日 まで						
宛 先				発信者				起案	令和 4年10月12日
契約担当者				公園課長				決裁	令和 4年10月12日
								公印	
								施行	
決裁権者		丁	文書課長	文書係長	文書取扱主任	起案者	所属	土木部公園課	
		文書審査					氏名	古川 大幹 内線 (5699)	
件 名									
仮囲い等設置工事（美竹公園ほか）の契約方法について									
このことについて、次のとおり依頼してよろしいか伺います。									
※決裁状況は別紙参照									

回議用紙

仮囲い等設置工事（美竹公園ほか）の契約方法について、渋谷区特命随意契約ガイドラインに基づき、契約担当者宛てで、別紙案のとおり特命随意契約依頼を行う。

10

20

30

特命随意契約依頼書

令和4年10月 日

契約担当者 殿

契約締結請求者職名 公園課長

公園課 公園整備係 担当者 古川 内線 5699

下記のとおり依頼します。

件名	仮囲い等設置工事（美竹公園ほか）		
契約締結請求金額	11,473,000 円		
業者名	清水建設株式会社 東京支店	代表者名	専務執行役員 堤 義人
所在地	東京都中央区京橋二丁目16番1-14号 TEL 03-3561-3700		
具体的な理由（他の業者ではいけない理由）	<p>東京都と渋谷区は、「都市再生ステップアッププロジェクト（渋谷地区）渋谷一丁目地区共同開発事業」（以下、「SUP」という）として相互に隣接する都有地（東京都児童会館跡地）と区有地（渋谷区役所旧第二美竹分庁舎、美竹公園）を一体的に活用するため、令和3年3月29日に実施方針を公表するとともに、令和3年8月12日の事業者募集要項等の公表し、令和4年3月29日に事業予定者を決定した。</p> <p>また、令和4年9月30日に東京都、渋谷区及び事業予定者（ヒューリック㈱・清水建設㈱）と基本協定を締結し、令和5年度に定期借地権設定の契約締結と建設工事の着工を予定している。なお、SUPでは、協定締結者が美竹公園を整備することとなっている。</p> <p>本業務は、SUPの建設工事着工前までに占有物件等の撤去などが必要なことから、公園管理上必要となる仮囲いや警備の安全対策等を行う業務であり、SUPと密接に関連する。</p> <p>上記業者は、SUPの協定締結者であることから円滑な施行の確保が可能となり、渋谷区特命随意契約ガイドライン第6号【工事】（1）②に該当することから、特命随意契約を依頼する。</p>		
特命区分（第1号から第7号のガイドラインに該当する項目を記載する。）	第6号【工事】（1）②		

- 理由を証する書類等がある場合は必ず添付すること。
- 実用新案に係る製品については、特許番号、実用新案登録番号、公示年月日等をその他に記載のこと。

渋谷区特命随意契約ガイドライン

制定：平成20年1月28日

改正：令和3年1月12日

国及び地方公共団体が行う契約は入札によることが原則であるが、法令の規定によって認められた場合にのみ入札によらない随意契約を行うことができる。

本ガイドラインは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号から7号までで認められている随意契約のうち、特定の者1人から見積書を徴して行う随意契約（以下「特命」という。）の公正性、経済性を確保するために、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断し決定する指針とするため作成したものである。

【共通事項】

- (1) 特命随意契約については、各主管課において安易に考えず、その根拠を明確にするとともに慎重な判断をすること。
 - ① 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手が良い、という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。
 - ② 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争に付すことが原則となる。
 - ③ 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化するようなことはあってはならない。
- (2) ここに例示する項目は、特命によることができる可能性のある事案を記載したものであり、例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、該当するものは直ちに特命にすべきものとする趣旨でもない。
- (3) 契約方式に特命を採用するか否かは、契約担当者が個々の契約ごとに客観的、総合的に判断し決定するものとする。
- (4) 同一契約が今後も引き続き行われる場合は、社会状況の変化により競争性が生じていないかを確認すること。
- (5) 各主管課は、業者を指定する場合は「特命随意契約依頼書」を、製品を指定する場合は「製品指定理由書」を作成する。その場合、必ず具体的な理由等を記載すること。

※次の場合「特命随意契約依頼書」の提出は省略可能です。

- ・契約締結請求金額が10万円を超えない物品の購入
- ・契約締結請求金額が10万円を超えない業務の履行
- ・契約締結請求金額が30万円を超えない工事の発注

● 随意契約ができる場合（地方自治法施行令第167条の2第1項）

1 少額の契約【第1号】

1	工事又は製造の請負	130万円以下
2	財産の買入れ	80万円以下
3	物件の借入	40万円以下
4	財産の売払い	30万円以下
5	物件の貸付け	30万円以下
6	前各号以外のもの	50万円以下

【共通事項】

金額の少額な契約についてまで競争入札を行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、一定金額以内のものについては、随意契約によることができることされている。

ただし、随意契約であってもなるべく2人以上から見積書を徴さなければならないため、業者を特定して契約する必要がある場合には、理由等を記載した特命随意契約依頼書を契約締結請求書とともに契約担当者あてに提出しなければならない。

ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 契約締結請求金額が10万円を超えない物品購入
- (2) 契約締結請求金額が30万円を超えない工事請負
- (3) 前号に掲げるもの以外で、契約締結請求金額が10万円を超えないもの
- (4) 緊急工事・緊急修繕

【特記事項】

- ① 他の号の理由と併合した場合には、この第1号が優先適用となる。
- ② 印刷製本の請負契約は、「製造の請負」に該当
- ③ 業務委託は、役務の提供、請負その他の契約であり「前各号以外のもの」に該当
- ④ 複数年にわたる物件の借入の場合、契約締結請求金額の総額により判断する。
- ⑤ 本号に該当させるため、一括して発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注することは厳に慎まなければならない。

2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合【第2号】

【共通事項】

- ① 国又は地方公共団体との契約の場合
公法人、公益法人等利益の追求を目的としない団体との契約を含む。
- ② プロポーザル方式等による選定業者との契約の場合

【工事等】

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約しなければ契約の目的を達成することができない契約をするとき。
 - ① 特殊工法等の新開発工法を用いる必要がある工事を施工するとき。
 - ② 文化財その他極めて特殊な建築物であるため施工者が特定される工事を施工するとき。
 - ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の工事を施工するとき。
 - ④ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事を施工するとき。
- (2) 経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約する必要がある場合
 - ① 本工事の施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に本工事を施工させなければならないとき。
 - ② 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の工事を施工するとき。
 - ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法を用いる必要がある工事を施工するとき。
 - ④ 基本設計委託後の実施設計委託を基本設計施行業者に行わせるとき。
 - ⑤ 補償・補填工事を補償調査を行った業者に施工させるとき。
 - ⑥ 災害応急工事、未然防止工事を行った者に引き続き本工事を行わせるとき。

【業務委託等】

- ① 製造・設置した業者でないと部品交換等の迅速な対応ができない保守・点検業務
- ② 特殊な業務であり他の業者では履行が困難な業務
- ③ 業務の性格上継続性がなければ目的が達成できない業務
- ④ 法令等により業者が特定されている業務
- ⑤ 新聞、雑誌等への公告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。
- ⑥ 特殊な技術、経験及び知識を必要とする研究調書の作成を委託するとき。
- ⑦ 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託するとき。
- ⑧ 情報処理システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改修、保守及び点検業務
- ⑨ 既存の情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一システムの開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の情報処理システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある場合
- ⑩ 再リースになる契約
- ⑪ 施設の維持管理において、他の施設と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合
- ⑫ 国又は地方公共団体と共同で運営するため、契約の相手方が特定される業務
- ⑬ 契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理

由により、あらかじめ契約の相手方が決定している場合

- ⑭ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であつて、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが一者に特定される場合

【物品購入等】

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合
- ② 市場価格が一定している場合で競争に付す必要がない物品を購入するとき。
- ③ 特定の者だけしか持っていない物品を購入するとき。
- ④ 著作権、版權等を所有している業者から購入する等のとき。
- ⑤ 登録している業者で、メーカーの代理店として供給できるのが1者だけのとき。
- ⑥ 不代替物であり又は用途が一定しており、それ以外の目的に使用することができないなど、特別な目的があるため購入先が特定されるとき。
- ⑦ 特定の技術者でなければ製造できない物品を購入し、又は製造注文するとき。
- ⑧ 試験のため物品を購入し、又は製造注文するとき。
- ⑨ 当初購入した特殊な物品との適合性が必要なとき。

3 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき【第3号】

【業務委託等】

(1) 下記の施設等、団体等による業務委託

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは障害者基本法に規定する小規模作業所又はこれらに準ずる者として、総務省令で定めるところにより区長の認定を受けた者
- ② 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として、総務省令で定めるところにより区長の認定を受けた者
- ③ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉団体又はこれらに準ずる者として、総務省令で定めるところにより区長の認定を受けた者。ただし事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦である場合に限る。

【物品購入等】

- (1) 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは障害者基本法に規定する小規模作業所又はこれらに準ずる者として、総務省令で定めるところにより区長の認定を受けた者において製作された物品を買入れるとき。

【特記事項】

「これらに準ずる者～総務省令で定めるところにより区長の認定を受けた者」については、

認定を受けていることが要件となるため、「これらに準ずる者」は、【第2号】【共通事項】の「① 国又は地方公共団体との契約の場合 公法人、公益法人等利益の追求を目的としていない団体との契約を含む。」に該当するものとして取り扱うこととする。

4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令（地方自治法施行規則第12条の3の2）で定めるところにより区長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、買い入れる契約をするとき。【第4号】

注1) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に、その新たな事業分野の開拓の実施に関する次に掲げる事項を記載させた計画を提出させるものとする。

- ① 新商品の生産の目標
- ② 新商品の内容
- ③ 新商品の生産の実施時期
- ④ 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

注2) 注1の計画は、次に掲げる事項に適合するものであることを審査した上で、認定するものとする。

- ① 新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- ② 新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- ③ 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

5 緊急の必要により競争入札に付することができない場合【第5号】

【工事等】

- (1) 災害の応急工事及び未然防止工事を施工するとき。
- (2) 電気、機械設備、給水設備等の故障に係る復旧工事を施工するとき。
- (3) 区民の生命、身体及び財産の安全及び生活を確保するための応急対策工事等を施工するとき。

【業務委託・物品購入等】

- (1) 災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れ、設備機能等の故障において、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合

- (2) 災害及び故障への対応やその未然防止のための応急業務、点検等を実施する場合
- (3) 電気、機械設備及び機器等の故障に伴う応急復旧の場合
- (4) 感染症発症時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料等の買入れ、業務を実施する場合
- (5) O Aシステム・インターネット等の故障の場合で、緊急に復旧しなければ、区民生活等に損害や利便性低下が生じる場合
- (6) 天変地異その他災害等により緊急に調達の必要がある場合
- (7) 公の秩序維持のための警備に関する業務、災害発生時の住民避難に関する業務を実施する場合
- (8) 選挙など法令等の規定により準備期間が短いため緊急に必要とする物品の調達、業務を実施する場合

【特記事項】

この号において、「緊急の必要」とは、上記等の緊急の必要があつて競争入札の方法による手続きを取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被る場合である。

事務処理が間に合わない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないというような理由で、本号を適用することはできない。

また、可能な場合には、複数の事業者から見積を徴取するなど、経済的合理性に留意すること。

6 競争入札に付することが不利なもの【第6号】

【工事等】

- (1) 現に契約履行中の施工業者に履行させた方が、工期の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められるとき。
 - ① 当初予期し得なかつた事情の変化等により必要となつた追加工事を施工するとき。
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事を施工するとき。
 - ③ 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる工事を施工するとき。
- (2) 他の発注者（例えば都）が発注し、現に施工中の工事と交錯する箇所の工事で、この工事を現に施工中の工事業者に行わせた場合には、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できるとき。
 - ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - ② 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【業務委託・物品購入等】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合

※ 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務であること。

本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること。

- ② 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合

【特記事項】

この号において、「不利」とは、価格面の有利、不利であるが、その業務の品質、期間、安全性も考慮して決定することが要求される。

7 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの【第7号】

【工事等】

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資材等を多量に所有するため、他の者に比べ著しく低価で契約できるとき。
- (2) 特定の施工者が開発し又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用する方が著しく有利な価格で契約できるとき。

【業務委託・物品購入等】

- (1) ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- (2) 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる場合
- (3) 印刷物等で、原版を保有しているため、他の者に比べて著しく有利な価格で契約できるとき。

【特記事項】

「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になることの判断も不確定であることから本号を適用する場合は、市場調査行う等、慎重に決定すること。

● 特命随意契約依頼書

契約締結請求者においては、特別な理由により業者を特定して契約する必要がある場合には、その理由等を記載した特命随意契約依頼書を契約締結請求書とともに契約担当者あてに提出しなければならない。その際は、上記の【第1号】から【第7号】の例示のいずれに該当するかを判断し、該当する項目を記載すること。

ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 契約締結請求金額が10万円を超えない物品購入
- (2) 契約締結請求金額が30万円を超えない工事請負
- (3) 前号に掲げるもの以外で、契約締結請求金額が10万円を超えないもの
- (4) 緊急工事・緊急修繕

特命随意契約依頼書

令和 年 月 日

契約担当者 殿

契約締結請求者職名

課 係 担当者 内線

下記のとおり依頼します。

件 名	
契約締結請求金額	
業者名	代表者名
所在地	TEL
具体的な理由（他の業者ではいけない理由）	
特命区分（第1号から第7号のガイドラインに該当する項目を記載する。） （記載例）【第2号】【業務委託等】⑧⑨に該当	

- ・理由を証する書類等がある場合は必ず添付すること。
- ・実用新案に係る製品については、特許番号、実用新案登録番号、公示年月日等をその他に記載のこと。